

## 第5章 バリアフリー化に向けた取組方針

---

先に掲げた基本方針に基づき、市全域で推進するバリアフリーに関する取組について、取組方針及び具体的内容を示します。

### 5.1 誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化

#### (1) 取組方針

熊本市立地適正化計画では、人口減少、高齢化が見込まれる中でも都市の活力を維持していくため、中心市街地と15の地域拠点を利用性の高い公共交通で結ぶ「多核連携都市」を都市構造の将来像として位置づけ、その実現に向けて都市機能や居住の誘導を図る区域などを示しています。

誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けては、都市機能の集約や公共交通における利便性向上に加え、あらゆる場面において面的・一体的なバリアフリー化を推進することが重要です。

基本方針①「誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市の実現に向けたバリアフリー環境の形成強化」の実現に向け、協議会やアンケート調査等における市民意見を踏まえた市全域の取組方針と、15の地域拠点を含む居住誘導区域共通の取組方針を示します。

また、概ね都市機能誘導区域の中で、多くの方が利用する施設が集積し、市民ニーズが特に高い地区を「移動等円滑化促進地区」として選定し、地区特性を踏まえた取組を進めていきます。

バリアフリーマスタープランにおいては、これらの取組による重点的なバリアフリー化を推進していくことにより、誰しもの移動しやすさ、暮らしやすさを向上し、ひいては多核連携都市の実現につなげます。

市 全 域＝マスタープラン対象範囲

市民やあらゆる関係者が、理念や基本方針のもと、考え方を共有し、自立と共生のまちづくりに向けバリアフリー化を促進。

基本理念  
基本方針



市域共通の取組方針

防災面・交通安全面・住環境面におけるバリアフリー化など

居住誘導区域（都市機能誘導区域＋公共交通沿線）

多くの方が日常的に訪れる地域拠点や、それらをつなぐ利便性の高い公共交通沿線においては、多核連携都市づくりの基幹である公共交通面でのバリアフリー化が重要。

居住誘導区域共通の取組方針

公共交通面におけるバリアフリー化

移動等円滑化促進地区

地区特性やアンケート結果等から、多くの方が利用する施設が集積し市民ニーズも高く、取組による効果が特に高い。

地区特性を踏まえた取組事項

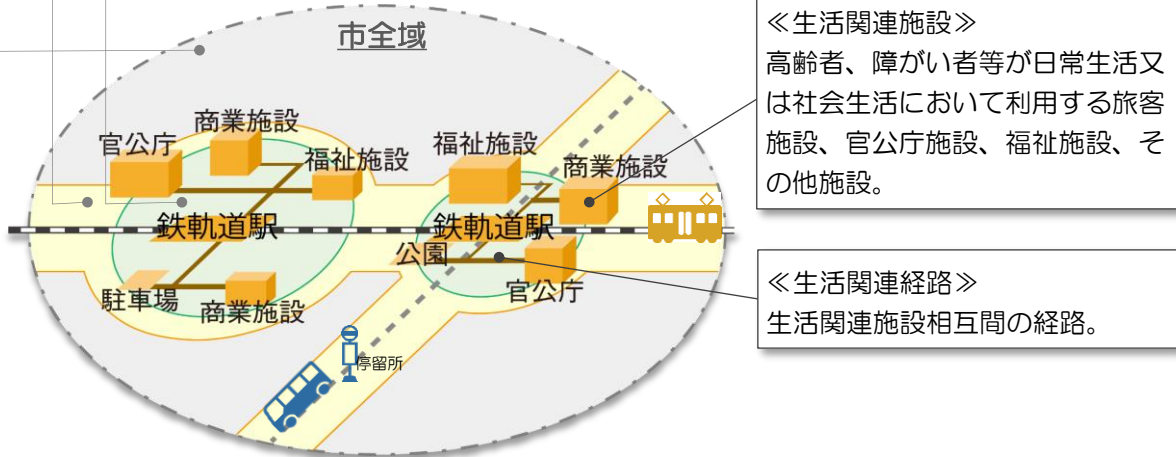
地域特性、生活関連施設・経路、取組方針、法定の届出に関する事項等

重点整備地区

実施計画（移動等円滑化基本構想）において重点整備地区を設定し具体事業の位置付けを行うことで、重点的なバリアフリー化を推進。

具体事業の位置付け

公共交通・道路・建築物等に関する特定事業の設定



枠組み

## 1) 市全域での取組方針

市全域では、防災面、交通安全面、住環境面におけるバリアフリー化を推進します。

防災面においては、平成28年熊本地震の経験を踏まえ熊本市指定避難所において、段差解消等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者、妊産婦等、避難所等での生活に支障がある方々に対するサポート体制の強化を行います。

移動の円滑・安全面においては、道路管理者と交通管理者が連携し、通学路・生活道路等における定期的な点検の実施や必要に応じて路肩のカラー舗装化や防護柵の設置等の安全対策、バリアフリー対応型信号機等の導入等を行い、高齢者や障がい者を含めた全ての人の安全な通行を確保します。

住環境面においては、障害者住宅改造費助成事業及び高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金等の助成事業や老朽化した市営住宅の建替えに合わせバリアフリー化を推進します。

## 2) 居住誘導区域共通の取組方針

居住誘導区域においては、公共交通面のバリアフリー化を推進します。

各施設設置管理者と事業者が連携し、駅やバス停留所において、ベンチ・上屋の設置等による待合環境の改善を行います。

また、電停においては拡幅やかさ上げ等のバリアフリー化を推進し、誰もが安全に利用しやすい環境を整備するとともに、乗降時間の短縮等による定時性、速達性の向上を図ります。

さらに、超低床電車やノンステップバス等のバリアフリー対応車両の導入や、バリアフリー対応車両の夜間運行や定時化等の運行管理を行います。

## 3) 地区特性を踏まえた取組方針

地区特性を踏まえて面的・一体的にバリアフリー化を進める移動等円滑化促進地区を設定し、本地区においては、生活関連施設・生活関連経路、バリアフリー化の取組方針、法定の届出に関する事項等を整理した上で、バリアフリー化を優先的に進めます。

各促進地区における取組方針は「第6章 移動等円滑化促進地区における取組方針」に示します。

また、実施計画（移動等円滑化基本構想）策定時には、移動等円滑化促進地区の中でもバリアフリー化のために必要な事業の位置付けが可能な地区を重点整備地区として定め、各生活関連施設、生活関連経路等における具体事業を推進することにより、重点的・一体的なバリアフリー化を図ります。

## (2) 具体的内容

### 1) 基準等に基づくバリアフリー化の推進

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進することが基本となります。

#### バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道 路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
		熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	熊本市【条例】 令和3年9月改正
	公 園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	建 築 物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 令和2年10月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 令和4年3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 令和2年12月改正
駐 車 場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 令和3年3月改訂
	道 路	道路の移動等円滑化に関するガイドライン	国土交通省 令和4年6月
	公 園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 令和4年3月改訂
	建 築 物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改正

## 2) 市民意見等を踏まえた取組方針に基づく整備の推進

バリアフリー化の促進に向け、国の移動等円滑化基準や移動等円滑化整備ガイドライン、収集した市民意見等を踏まえて、施設種別のバリアフリー方針を整理しました。

関係事業者に周知及び理解、協力を求め、これらのバリアフリー方針を踏まえた取組を実施していただけるよう、相互理解を図りながら推進していきます。

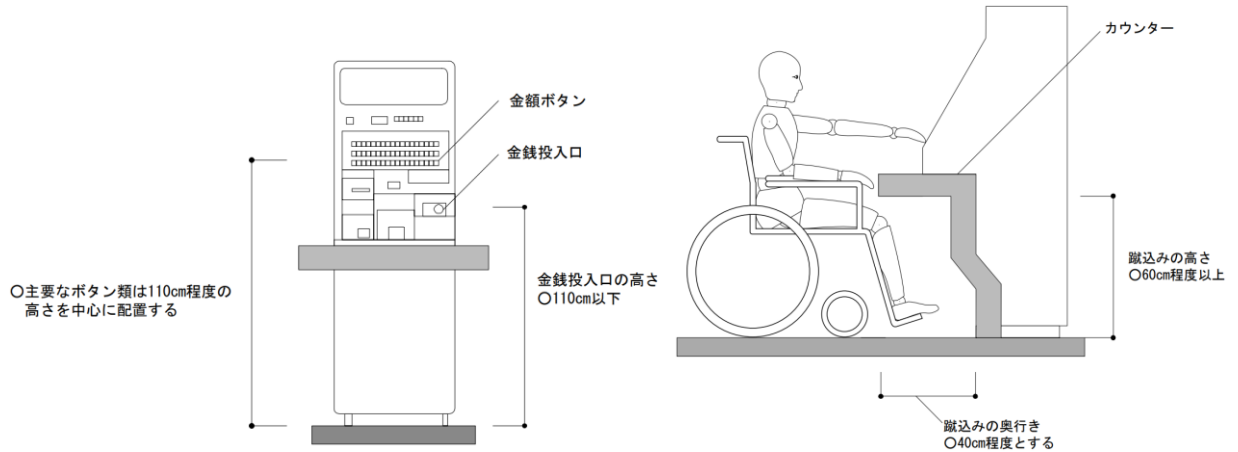
なお、施設整備においては可能な限りこれらのバリアフリー方針を踏まえた整備が望ましいですが、構造上の制限や財源等、様々な課題があることから、人的対応等のソフト施策も取り入れながら、それぞれができる取組を実施していくものとします。

### ① 公共交通

#### ア. 鉄道

項目	公共交通（鉄道）のバリアフリー方針
通路	主要な出入口からホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。
上下移動	階段は、両側に2段手すりを設け、段鼻を識別しやすいよう強調する。
	エレベーターは、多様な利用者が円滑に利用できる構造とする（十分な広さ、車椅子利用者対応操作盤・開延長ボタン・浮き彫り表示のボタン・足元まで見える鏡・音声案内・緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など）。
ホーム	ホームと車両の間隙や段差は可能な限り小さくする。
トイレ	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造のトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みがある洗面台の設置など）。
	異性介助や多様な利用者等に配慮し、男女共用の利用ができるバリアフリートイレの設置を推進する。
	バリアフリーのために、一般トイレは和式便器を洋式化するほか、JIS規格に合わせた形状・配置とする。
	バリアフリーのために、一般トイレは男性用女性用それぞれに、乳幼児用設備を備えたベビーカーが入る広めの個室を設置する。
	バリアフリーのために、一般トイレにオストメイト対応設備を設置し、機能分散を図る。
	トイレの適切な維持管理を実施する。
券売機等	券売機は車椅子使用者が近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルの見やすさに配慮する。
	施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。
案内設備・情報のバリアフリー	わかりやすい位置に多様な利用者に配慮した案内を設置する（ピクトグラム、音声案内、点字・多言語表記など）。
	筆談具やコミュニケーション支援ボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示する。
	電光掲示板は多様な色覚特性に配慮し、視認しやすい色・明るさ、表示速度とする。
	路線図や時刻表は文字の大きさや高さ、見やすさに配慮して掲示する。
	トイレには、聴覚障がい者が非常事態を把握できるよう、フラッシュライト等を設置する。

項目	公共交通（鉄道）のバリアフリー方針
教育啓発 ・ 人的対応	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施し、案内やサポート等の対応を充実する。
	駅や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。



バリアフリー化された券売機の例

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（令和3年3月 国土交通省）

## イ. 軌道

項目	公共交通（軌道）のバリアフリー方針
車両	低床車両の導入を推進する。
軌道	軌道と道路の高低差はできる限り小さくし、車椅子やベビーカーの車輪等がはまらないよう軌道の隙間はできる限り狭くする。
ホーム	ホームと車両の隙間や段差は可能な限り小さくする。
	車椅子の転回やすれ違いに配慮した幅員を確保する。
	乗降や通行に支障のない位置にベンチや上屋を設置する。
	車両乗降口以外の部分に転落防止柵を設置する。
案内設備 ・ 情報のバリアフリー	筆談具やコミュニケーション支援ボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示する。
	電光掲示板は多様な色覚特性に配慮し、視認しやすい色・明るさ、表示速度とする。
	路線図や時刻表は文字の大きさや高さ、見やすさに配慮して掲示する。
教育啓発 ・ 人的対応	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施し、案内やサポート等の対応を充実する。
	駅や車両利用のマナー・ルールについて、利用者への周知・啓発を行う。

## ウ. バス

項目	公共交通（バス）のバリアフリー方針
車両	ノンステップバスなどバリアフリー化された車両の導入を推進する。
バス乗降場 ・ 停留所	バスが正着しやすく車両との段差が生じない構造に改良する。 バス停留所にベンチや上屋を設置し、快適な待合環境を整備する。
案内設備 ・ 情報の バリアフリー	バス停留所や車内における案内を充実する（運行情報の点字表記・音声案内、ノンステップバス運行時間の表示など）。 筆談具やコミュニケーション支援ボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示する。 電光掲示板は多様な色覚特性に配慮し、視認しやすい色・明るさ、表示速度とする。 路線図や時刻表は文字の大きさや高さ、見やすさに配慮して掲示する。
教育啓発 ・ 人的対応	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施し、案内やサポート等の対応を充実する。 バス停留所での正着・ニーリングを徹底する。



耳マーク



バリアフリー化されたバス停留所

出典：全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

## エ. タクシー

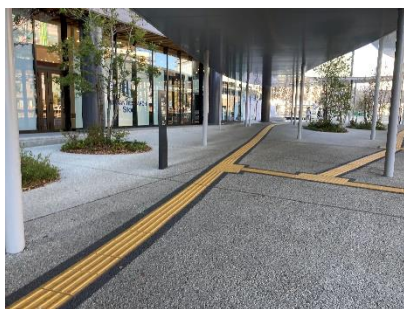
項目	公共交通（タクシー）のバリアフリー方針
車両	福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。
案内設備 ・ 情報の バリアフリー	タクシー乗降場の案内をわかりやすく表示する（ピクトグラム、多言語表記など）。 筆談具やコミュニケーション支援ボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示する。
教育啓発 ・ 人的対応	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施し、案内やサポート等の対応を充実する。

## ② 道路

項目	道路のバリアフリー方針
歩道等	幅員の狭い歩道では、必要に応じて植栽等の再配置、熊本市無電柱化推進計画に基づく電線類地中化などにより有効幅員の確保に努める。
	歩道の段差やがたつき、傾きを解消する。
	車椅子やベビーカー使用者が円滑に通行できる舗装の平坦性を連続的に確保する。また、歩道上にマンホールの蓋等を設置する際は平坦性に配慮する。
	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、視覚障がい者が認識でき、車椅子やベビーカー使用者が円滑に通行できる高さとする。
	移動の連続性に配慮し、周囲の舗装との輝度比を確保した視覚障害者誘導用ブロックを連続的かつ極力直線的に敷設する。
	がたつきの発生しにくい舗装材を採用する。
	透水性舗装を採用するなど、横断勾配は可能な限り小さいものとする。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、目の細かいものにする。
	歩行者の安全な通行を確保するために必要がある場合は柵を設置する。
バス停留所等にベンチや上屋の設置を推進する。	
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽樹木などの適切な維持管理を行う。
普及・啓発	自動車・自転車運転者へのルール・マナーの啓発を推進する。

## ③ 交通安全

項目	信号機等のバリアフリー方針
信号機等	生活関連経路を中心に主要な信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、押しボタンの位置に配慮する。
	高齢者や障がい者が安全に横断できるよう、歩行者用青信号の延長などにより適切な青時間を確保する。
	主要な交差点や複雑な形の交差点には、エスコートゾーンを設置する。
維持管理	横断歩道の表示等の適切な維持管理により、劣化箇所の速やかな修繕を行う。
普及・啓発	自動車・自転車運転者へのルール・マナーの啓発を推進する。



輝度比を確保した  
視覚障害者誘導用ブロック



音響式・経過時間表示式信号機



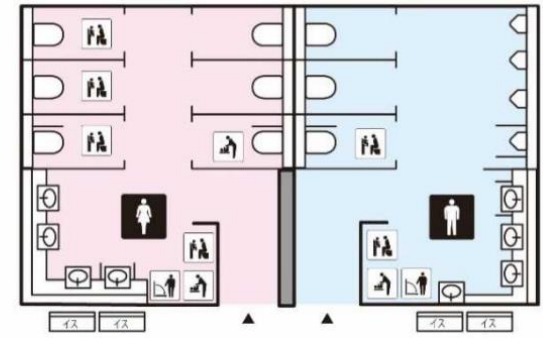
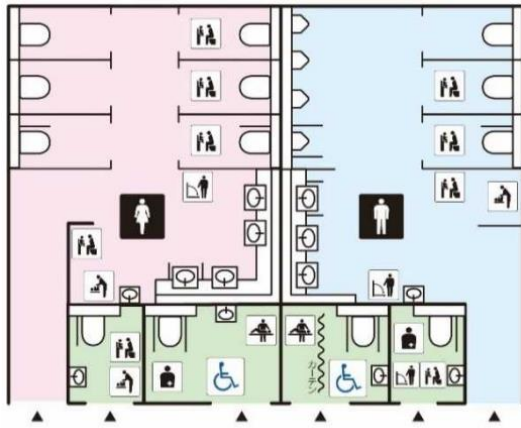
エスコートゾーン



#### ④ 建築物・駐車場

項目	建築物・駐車場のバリアフリー方針
出入口・敷地内通路 (屋外)	<p>道路と建築物の移動の連続性に配慮し、段差解消や視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声案内の設置等を行い、円滑な移動を確保する（道路管理者と連携）。</p> <p>主要な出入口は、自動ドアなどの通行しやすい扉とし、十分な幅を確保する（80cm以上）。</p>
建物内通路	<p>主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。</p> <p>階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声案内の設置等を行う。</p> <p>主要な通路は、段差を解消し、車椅子やベビーカーが通りやすい床材とする。</p>
上下移動	<p>階段は、両側に手すりを設け、段鼻を識別しやすいよう強調する。</p> <p>エレベーターは、多様な利用者が円滑に利用できる構造とする（十分な広さ、車椅子利用者対応操作盤・開延長ボタン・浮き彫り表示のボタン・足元まで見える鏡・音声案内・緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など）。</p>
トイレ	<p>車椅子利用者等が円滑に利用できる構造のトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みがある洗面台の設置など）。</p> <p>異性介助や多様な利用者等に配慮し、男女共用の利用ができるバリアフリートイレの設置を推進する。</p> <p>バリアフリーのために、一般トイレは和式便器を洋式化するほか、JIS規格に合わせた形状・配置とする。</p> <p>バリアフリーのために、一般トイレは男性用女性用それぞれに、乳幼児用設備を備えたベビーカーが入る広めの個室を設置する。</p> <p>バリアフリーのために、一般トイレにオストメイト対応設備を設置し、機能分散を図る。</p> <p>トイレの適切な維持管理を実施する。</p> <p>バリアフリートイレには非常時に備え、通報可能な非常ボタンを設置し、通報を施設管理者が感知できるシステムを整備する。</p>
案内設備・情報のバリアフリー	<p>わかりやすい位置に多様な利用者に配慮した案内を設置する（ピクトグラム、音声案内、点字・多言語表記など）。</p> <p>筆談具やコミュニケーション支援ボード等を設置し、設置を表す案内（耳マーク等）を掲示する。</p> <p>施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。</p> <p>トイレには、聴覚障がい者が非常事態を把握できるよう、フラッシュライト等を設置する。</p>
施設内駐車場	<p>施設の状況に応じ、雨天時の乗降に配慮した障害者用駐車施設（幅 350cm以上）を設置し、わかりやすく表示する。</p>
駐車場専用施設	<p>障害者用駐車施設（幅 350cm以上）を設置し、わかりやすく表示するとともに、特に立体駐車場においてはエレベーターの近い場所に障害者用駐車施設（幅 350cm以上）を設置する。</p>
その他設備	<p>操作ボタンの高さや色彩等に配慮した自動販売機の導入を推進する。</p>

項目	建築物・駐車場のバリアフリー方針
	受付には、車椅子使用者が円滑に利用できるローカウンターを設置する。
教育啓発 ・人的対応	多様な利用者への適切な対応について、職員の教育を実施し、案内やサポート等の対応を充実する。
	施設利用のマナー・ルール（エレベーターの優先利用やバリアフリートイレ・障害者用駐車施設の適正利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。



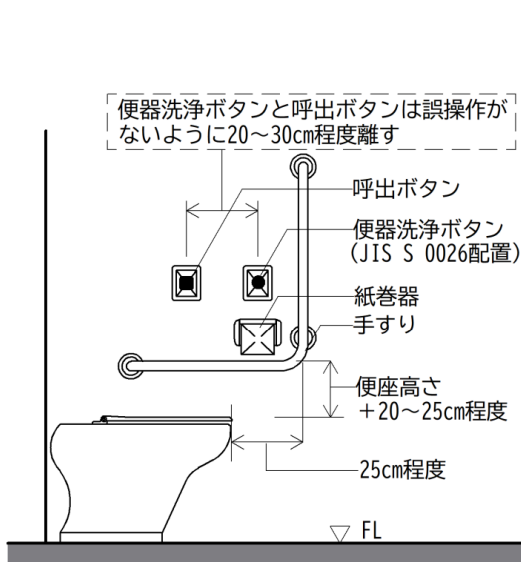
- |          |           |
|----------|-----------|
| ○ 洋式便器   | おむつ交換台    |
| △ 小便器    | ベビーチェア    |
| ⊙ 手洗い台   | 大型ベッド     |
| □ 椅子・ベンチ | オストメイト用設備 |
| カーテン     | 着替え台      |

男性用トイレ
  女性用トイレ
  バリアフリートイレ

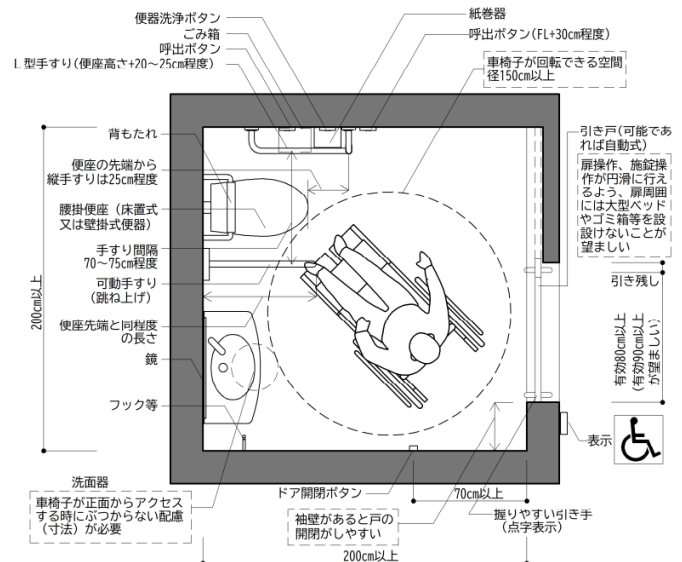
※図の分かりやすさのため、便宜的に色分けしています。

### トイレの機能分散の例

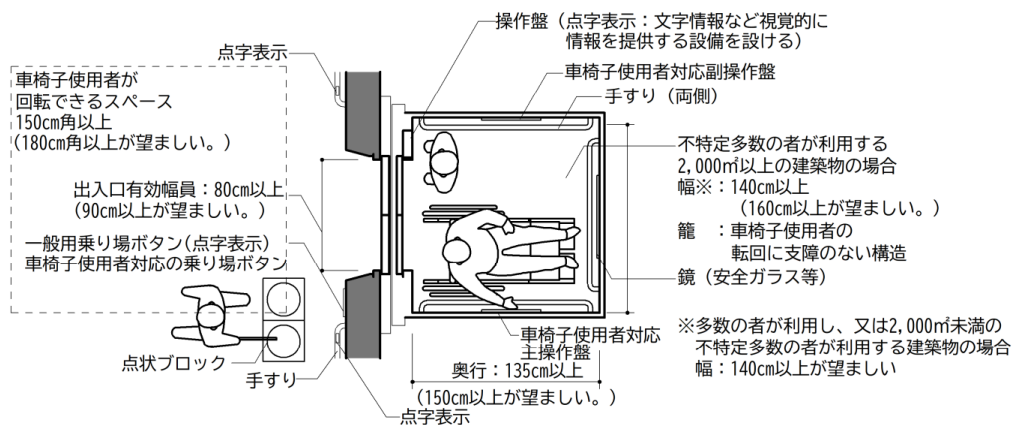
出典：共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究報告書（令和3年3月 国土交通省）



ボタン等の標準配置例（JIS）



車椅子使用者用便所の整備例

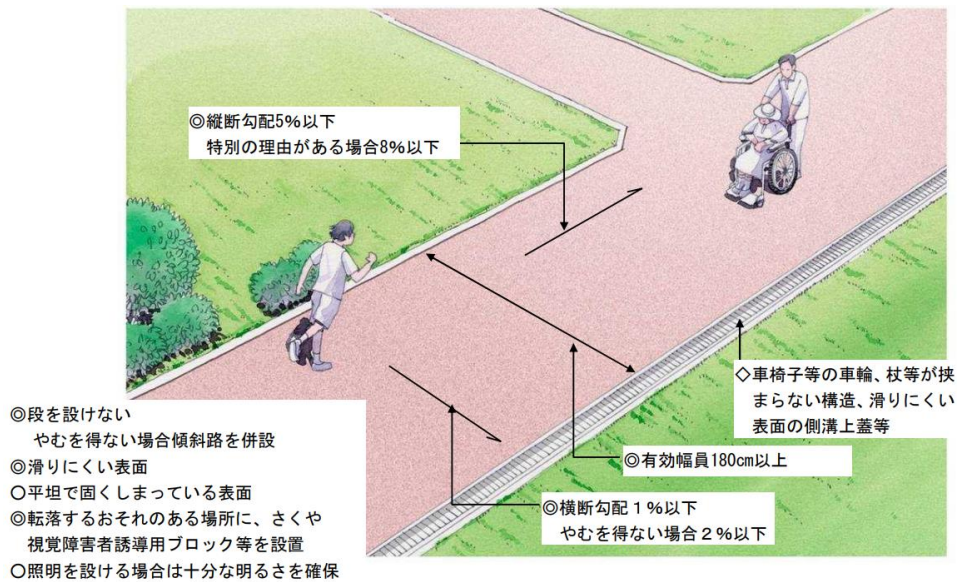


### エレベーターの整備例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月 国土交通省）

## ⑤ 都市公園

項目	都市公園のバリアフリー方針
出入口	道路等と公園敷地の境界の段差や勾配を解消し、十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。
	主要な園路は車椅子のすれ違いに配慮した十分な幅を確保する（120cm以上）。
遊具	障がいの有無に関わらず、こどもたちが一緒に遊べるインクルーシブ遊具を整備する。
トイレ	車椅子利用者等が円滑に利用できる構造のトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉、蹴込みがある洗面台の設置など）。
	異性介助や多様な利用者等に配慮し、男女共用の利用ができるバリアフリートイレの設置を推進する。
	バリアフリーのために、一般トイレは和式便器を洋式化するほか、JIS規格に合わせた形状・配置とする。
	バリアフリーのために、一般トイレは男性用女性用それぞれに、乳幼児用設備を備えたベビーカーが入る広めの個室を設置する。
	バリアフリーのために、一般トイレにオストメイト対応設備を設置し、機能分散を図る。
バリアフリートイレには非常時に備え、通報可能な非常ボタンを設置し、通報すると異常を周囲に知らせるランプを設置する。	
案内設備 ・情報の バリアフリー	わかりやすい位置に多様な利用者に配慮した案内を設置する（ピクトグラム、音声案内、点字・多言語表記など）。
	施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。
	トイレには、聴覚障がい者が非常事態を把握できるよう、フラッシュライト等を設置する。
維持管理	公園内の設備やトイレの清掃や維持管理を適切に実施する。
その他設備	操作ボタンの高さや色彩等に配慮した自動販売機の導入を推進する。



### 園路の整備例

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和3年3月 国土交通省）

## ⑥ 避難所

項目	避難所のバリアフリー方針
段差解消	段差解消のためのスロープ・手すりの設置を推進する。
トイレ	誰もが利用しやすいトイレやマンホールトイレの整備を行う。
その他設備	必要に応じて要介護者等への福祉避難室の確保を行う。
教育啓発 ・人的対応	多様な避難者への適切な対応について、職員の教育を実施し、案内やサポート等の対応を充実する。

### (3) 取組の例

#### 1) 電停改良計画の整備優先度の見直しとバリアフリー化の推進

マスタープランの作成を契機として、平成 22 年（2010 年）3 月に作成した「熊本市電停改良計画」について各電停の整備優先度の見直しを行い全体整備計画の変更を行いました。

なお、整備優先度の見直しにあたっては、従来の評価項目である利用者数及び車椅子の利用の可否に加え、各電停が移動等円滑化促進地区内に配置しているかどうか等を考慮しました。引き続き、整備計画に基づく電停のバリアフリー化を推進します。

#### ① 評価項目と配点

##### ア. 過去 3 年間の平均電停利用者数（1 日当りの乗降者数）【50 点】

- ◆バリアフリー新法に基づく基本方針における次期目標として、鉄軌道駅においては、令和 7 年度（2025 年度）までに「3,000 人以上/日の施設及び実施計画（移動等円滑化基本構想）の生活関連施設に位置付けられた 2,000 人以上/日の施設を原則 100%」と設定されていることから、評価項目としました。
- ◆2,000 人以上、3,000 人以上でラインを設定し、5,000 人以上を 50 点として 5 点刻みとしました。
- ◆2,000 人未満の電停については、2,000 人以上の 40 点を基準に、人数比で案分し、電停ごとに点数を設定しました。

##### イ. 現況での車椅子利用【20 点】

- ◆現時点で車椅子利用ができない電停を優先的に整備していく必要があると考え、評価項目としました。

車椅子利用可否の配点

番号	内訳	配点
①	車椅子の利用不可：×（1.0m未満）	20 点
②	車椅子の利用可：△（1.0m以上 1.5m未満）	0 点

##### ウ. 移動等円滑化促進地区内外【30 点】

- ◆マスタープランにおける移動等円滑化促進地区は、面的、一体的なバリアフリー化を推進すべき地区として位置付けられており、その地区内にある電停は、生活関連施設への起点となり、特にバリアフリーへの配慮が必要であることを考慮し、評価項目としました。

移動等円滑化推進地区内外の配点

番号	内訳	配点
①	移動等円滑化促進地区内：○	30 点
②	移動等円滑化促進地区外：×	0 点

## ② 整備優先度の決定

以下の項目に基づいて、(A、B、C、D)の4段階のランクの分類を行いました。

①「① 評価項目と配点」に定める評価点の合計点数が高い順に、(A、B、C、D)の4段階にランク分けを行います。

②各ランクによる取組内容は、以下の表のとおり。

各ランクの取組内容

ランクA	早期に整備の実現性について別途検討を行い、優先的に整備に取り組むもの。
ランクB	上記以降に整備の実現性について別途検討を行うもの。
ランクC	計画の進捗状況を考慮しながら整備の実現性について別途検討を行うもの。
ランクD	上記以降に取り組むもの。

③各ランクの電停数について、1つのランクにつき5電停以下とします。

電停改良優先度一覧表

順位 [位]	電停名称	評価項目						評価 点数 [点]	整備 優先度 ランク
		ア. 過去3年間の平均 電停利用者数(人/日)		イ. 現況での 車椅子利用		ウ. 移動等円滑化 促進地区内外			
		利用者数	配点	可否	配点	内外	配点		
1	健軍町	5,236	50	△	0	○	30	80.0	A
2	水道町	3,155	45	△	0	○	30	75.0	
3	味噌天神前	810	16.2	×	20	○	30	66.2	
4	国府	742	14.8	×	20	○	30	64.8	
5	花畑町	1,597	31.9	△	0	○	30	61.9	
6	健軍交番前	560	11.2	×	20	○	30	61.2	B
7	水前寺公園	984	19.6	△	0	○	30	49.6	
8	神水交差点	934	18.6	×	20	×	0	38.6	
9	祇園橋	403	8.0	△	0	○	30	38.0	
10	西辛島町	334	6.6	△	0	○	30	36.6	
11	呉服町	722	14.4	×	20	×	0	34.4	C
12	慶徳校前	629	12.5	×	20	×	0	32.5	
13	段山町	578	11.5	×	20	×	0	31.5	
14	蔚山町	551	11.0	×	20	×	0	31.0	
15	八丁馬場	472	9.4	×	20	×	0	29.4	
16	本妙寺入口	385	7.7	×	20	×	0	27.7	D
17	杉塘	201	4.0	×	20	×	0	24.0	
18	県立体育館前	162	3.2	×	20	×	0	23.2	
19	新町	722	14.4	△	0	×	0	14.4	

※整備優先度については、その後の予備設計による実現性検討や関連事業の進捗に応じ、調整を図るものとする。

## 2) ベンチ等の休憩施設の設置推進

誰もが移動しやすく暮らしやすいバリアフリー環境をつくるため、バス停等においてベンチ等の休憩施設の設置を官民連携して推進します。

なお、設置にあたっては、バス停の利用者数や生活関連施設の配置等を考慮して設置計画を作成します。

また、設置可能なスペースや利用しやすさなど周囲の状況を踏まえ通行者の動線や歩道の幅員を確保するとともに、車椅子利用者や視覚障害者誘導用ブロック使用者の通行を阻害しないよう適切な離隔を考慮するなど、安全性を確保します。

ベンチ設置実施計画

設置地区	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
移動等円滑化促進地区	毎年度100箇所設置 (令和7年度設置完了)					
その他地区				毎年度100箇所設置 (令和10年度設置完了)		



ベンチのイメージ

## 3) 誰もが安全に移動できるアーケード環境の整備

まちあるきワークショップ等での意見を踏まえ、上通・下通・新市街・健軍等のアーケード内に誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進します。

例えば、視覚障がい者が安全に歩行するための取組としては視覚障害者誘導用ブロックの設置が一般的ですが、アーケード内は夜間及び早朝の時間帯において許可車両が進入するなどの安全面の課題を抱えていることから、商店街等の関係者と連携し課題解決に向けた検討を進めます。

さらには、グリーンスローモビリティの検討など、新たな移動手段の創出も視野に入れ、誰もが安全に移動できるバリアフリー環境の整備を推進します。



下通アーケードの状況

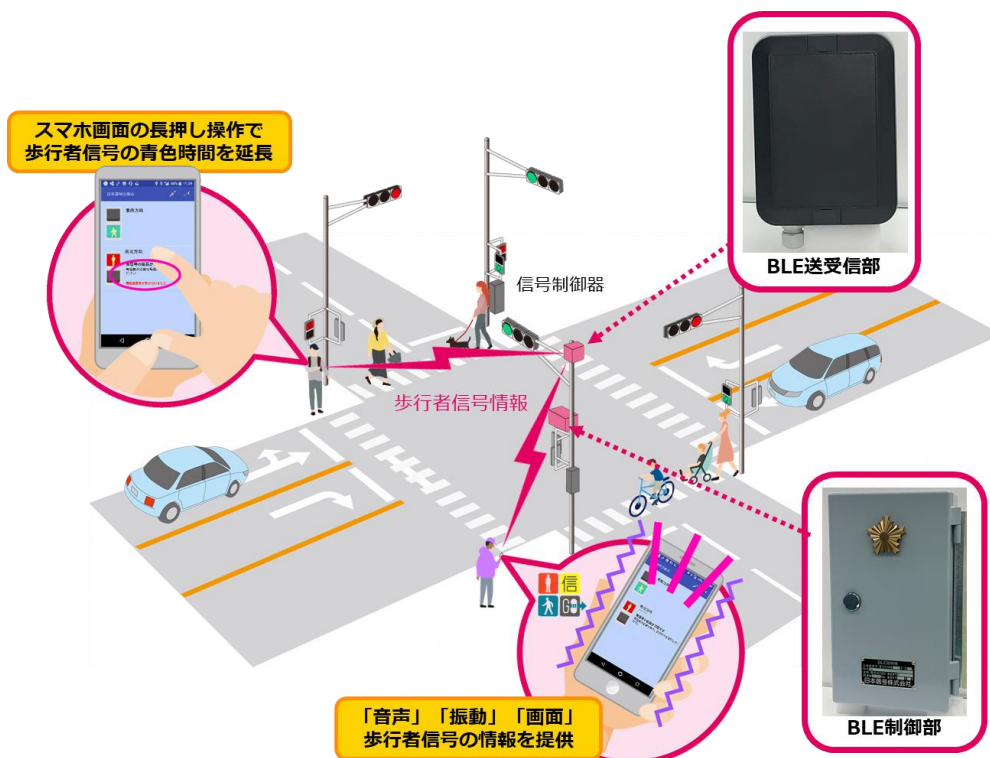


グリーンスローモビリティ

#### 4) 新しい信号機システムの導入検討

熊本県警察にて、信号機のバリアフリー化に向けて新しい信号機システムの導入検討が行われています。

新しい信号機システムは専用アプリを通じて歩行者信号の情報を、「音声」「振動」「画面表示」によって確認することができるもので、歩行者信号の青色時間の延長が設定されている信号機ではアプリ操作により青色時間を延長することが可能となります。



新しい信号機システムのイメージ (日本信号株式会社提供)



## 5.2 市民（地域）・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進

### (1) 取組方針

面的・一体的なバリアフリー化の推進においては、市民（地域）・事業者・行政の三者が互いに連携、協力し、総合的に取組を展開していくことが重要です。

基本方針②「市民（地域）・事業者・行政の連携・協力によるバリアフリー化の推進」の実現に向け、市民の自発的な活動の支援や、事業者等との連携や協力による民間建築物等のバリアフリー化を促進します。

### (2) 具体的内容

#### 1) 建築物等のバリアフリー化推進

##### ① 特定建築物の建築に関する事前協議

多数の方が利用する特定建築物（バリアフリー法第2条第18項）については、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加に関する条例（以下「やさしいまちづくり条例」という。）」に基づき工事の内容について事前協議を行うことを義務付けており、必要に応じて設計及び施工に係る事項について指導及び助言を行うことで、バリアフリー化を推進します。

特定建築物一覧

	施設種別	事前協議の対象となる施設の規模※ <sup>1</sup>
1	学校	300㎡以上
2	病院又は診療所	100㎡以上
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	300㎡以上
4	集会場又は公会堂	300㎡以上
5	展示場	300㎡以上
6	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100㎡以上 (卸売市場は300㎡以上)
7	ホテル又は旅館	300㎡以上
8	事務所	300㎡以上
9	共同住宅、寄宿舎又は下宿	300㎡以上
10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	300㎡以上
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	300㎡以上
12	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	300㎡以上
13	博物館、美術館又は図書館	300㎡以上
14	公衆浴場	300㎡以上
15	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	300㎡以上 (飲食店は100㎡以上)
16	理髪店、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	30㎡以上
	質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	100㎡以上
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	300㎡以上
18	工場	300㎡以上
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	300㎡以上
20	自動車の停留又は駐車のための施設	300㎡以上

	施設種別	事前協議の対象となる施設の規模※1
21	公衆便所	30 m <sup>2</sup> 以上
22	公共用歩廊	-
23	特定路外駐車場※2	1,000 m <sup>2</sup> 以上

※1：1～21の施設の規模は、新築、増改築、用途変更、大規模修繕、大規模模様替に係る部分の床面積の合計

※2：次の3つの条件すべてに該当する駐車場

- ①道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの  
(道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)
- ②駐車のために供する部分の面積が500 m<sup>2</sup>以上であるもの
- ③料金を徴収するもの

## ② 特別特定建築物に関する審査及び検査

特別特定建築物（バリアフリー法第2条第19項）については、バリアフリー法及びやさしいまちづくり条例に基づき、一定規模以上の建築等を行う場合には建築物移動等円滑化基準に適合させる義務があり、当該建築計画が基準に適合しているか審査及び検査を行うことで、バリアフリー化を推進しています。

### 特別特定建築物一覧

	施設種別	基準適合義務の対象となる施設の規模※1
1	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る）で公立のもの又は特別支援学校 ※下記について、やさしいまちづくり条例で定める 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（これらのうち公立小学校等を除く）、並びに高等学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校	1,000 m <sup>2</sup> 以上 (公立小学校等、児童厚生施設その他これに類するものは2,000 m <sup>2</sup> 以上)
2	病院又は診療所	1,000 m <sup>2</sup> 以上
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	2,000 m <sup>2</sup> 以上
4	集会場又は公会堂	2,000 m <sup>2</sup> 以上
5	展示場	2,000 m <sup>2</sup> 以上
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2,000 m <sup>2</sup> 以上
7	ホテル又は旅館	2,000 m <sup>2</sup> 以上
8	保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署	1,000 m <sup>2</sup> 以上
9	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る）	1,000 m <sup>2</sup> 以上
10	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	1,000 m <sup>2</sup> 以上
11	体育館（一般公共の用に供されるものに限る）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る）、ボーリング場又は遊技場	1,000 m <sup>2</sup> 以上 (ボーリング場及び遊技場は2,000 m <sup>2</sup> 以上)
12	博物館、美術館又は図書館	1,000 m <sup>2</sup> 以上
13	公衆浴場	2,000 m <sup>2</sup> 以上
14	飲食店	2,000 m <sup>2</sup> 以上
15	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	2,000 m <sup>2</sup> 以上
16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	2,000 m <sup>2</sup> 以上
17	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る）	2,000 m <sup>2</sup> 以上
18	公衆便所	50 m <sup>2</sup> 以上
19	公共用歩廊	2,000 m <sup>2</sup> 以上

※1：増築・改築・用途の変更の場合は、当該増築・改築・用途の変更に係る部分の床面積の合計

### ③ 既存建築物のバリアフリー改修支援（移動等円滑化促進地区の取組）

既存建築物のバリアフリー改修にあたっては構造や費用負担面等の様々な課題があります。移動等円滑化促進地区における生活関連施設等のバリアフリー化推進に向けて、それぞれの建築物における課題の把握を行い、課題を踏まえた支援策の検討を進めていきます。

### ④ 建築物と道路の段差解消（移動等円滑化促進地区の取組）

建築物と道路がそれぞれバリアフリー化を進めても、互いの境界に段差があってはバリアフリー化ができていないとは言えません。

移動等円滑化促進地区においては建築物と道路の段差解消に向けて、建築物の新築・建替・改修や道路改良計画等に合わせて官民連携してバリアフリー化を推進します。

## 2) 届出制度

### ① 届出制度の概要

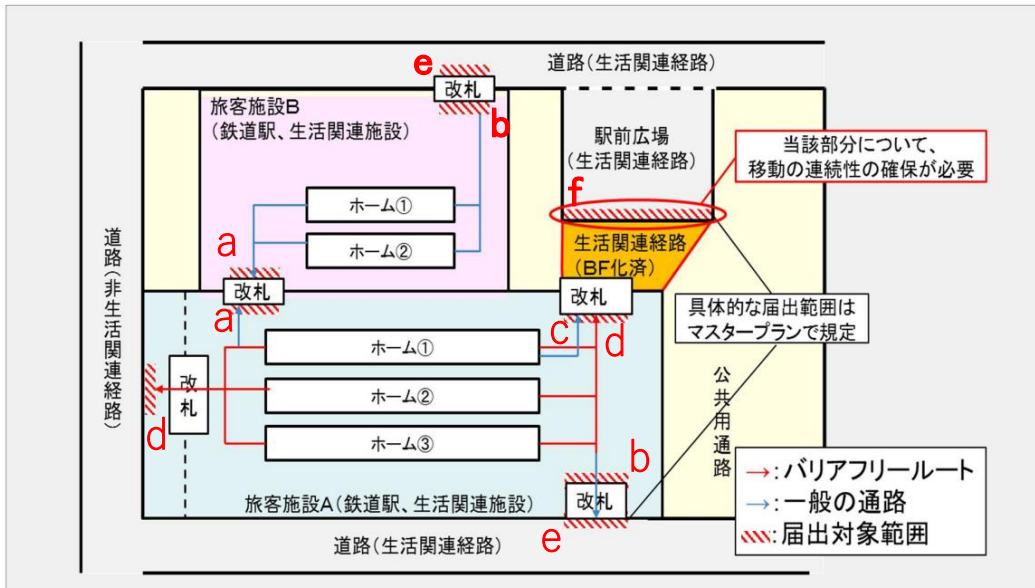
バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では「旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのあるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、開発行為、建築行為等に着手する 30 日前までに市町村に届け出ること」とされています。

市は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると考えられる場合、届出者に対し必要な措置の実施を要請できることとなっており、これによりバリアフリー化に配慮した事業内容への調整を図ります。

届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

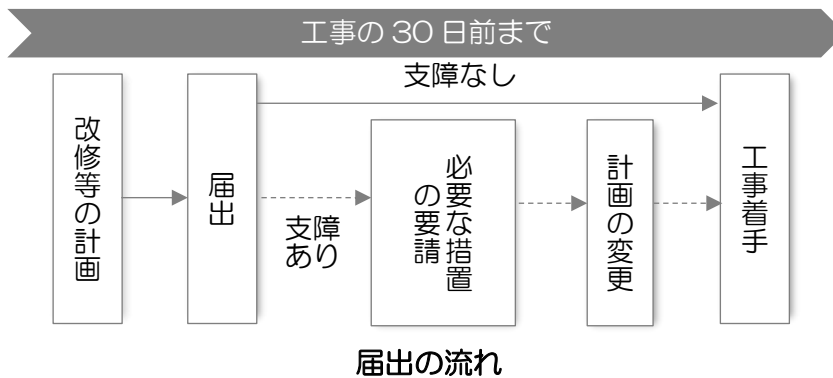
#### 届出の対象

届出施設	届出対象となる行為 ※下線部についてマスタープランにて指定するものとされている
旅客施設 (生活関連施設)	下記の部分の新設又は構造若しくは配置の変更 a. 他の旅客施設（生活関連施設）との間の出入口 b. 生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の出入口 c. <u>公共用通路等（道路以外）</u> との間の出入口 d. ホームから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する部分の新設、改築又は修繕 e. <u>旅客施設（生活関連施設）の出入口</u> f. <u>旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）</u>



### 届出対象のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン



届出の流れ

## ② 届出制度の対象

本市において、届出制度の対象とする旅客及び道路は下記のとおりです。

届出の対象施設及び範囲

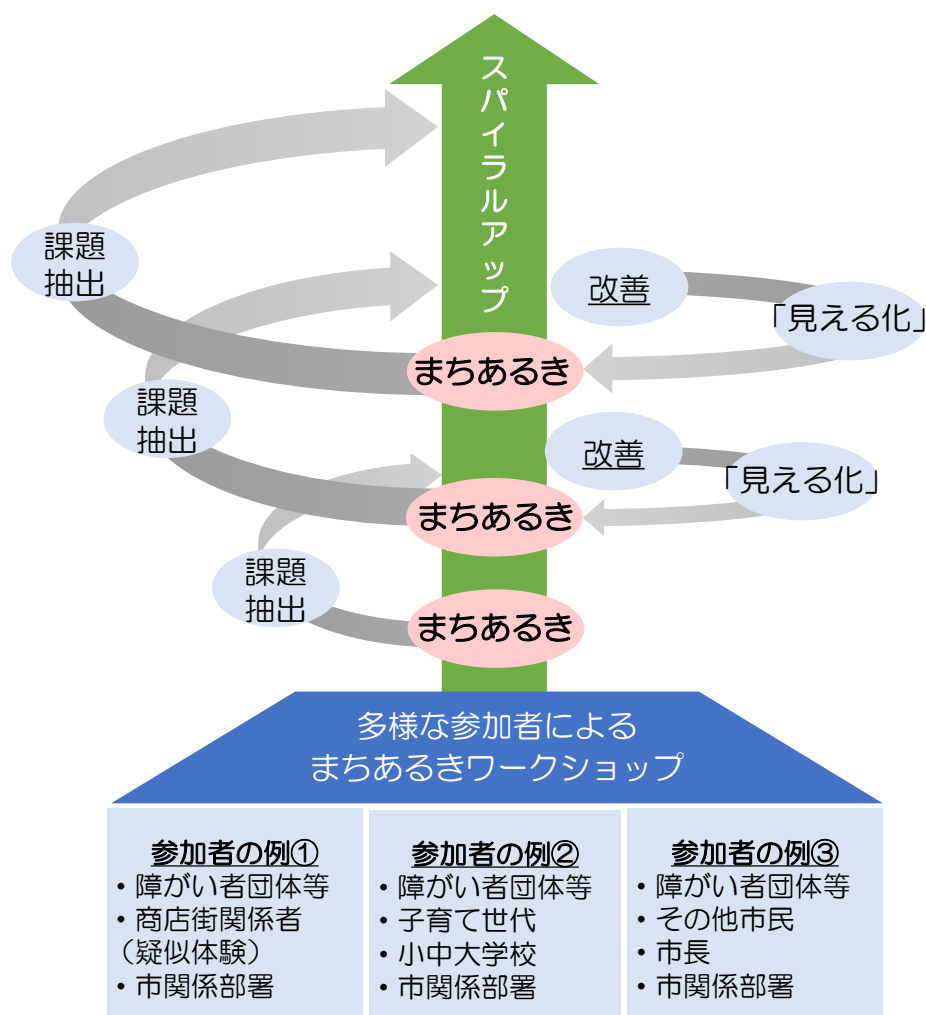
地区	届出の対象となる施設		届出の範囲 (接続部分)
	旅客施設 (生活関連施設)	道路 (生活関連経路)	
中心市街地地区 (熊本駅周辺)	熊本駅	熊本駅白川口駅前広場	駅と駅前広場
		熊本駅新幹線口駅前広場	駅と駅前広場
	熊本駅前電停	熊本駅白川口駅前広場	電停と駅前広場
	二本木口電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	田崎橋電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	祇園橋電停	(市道) 河原町細工町5丁目第2号線	電停と道路
中心市街地地区 (通町筋 ・桜町周辺)	桜町バスターミナル	(主要地方道) 熊本高森線	バスターミナルと道路
		(市道) 辛島町第1号線	バスターミナルと道路
	洗馬橋電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	西辛島町電停	(市道) 紺屋今町辛島町第1号線	電停と道路
	辛島町電停	(市道) 紺屋今町花畑町第1号線	電停と道路
	花畑町電停	(市道) 紺屋今町花畑町第1号線	電停と道路
	熊本城・市役所前電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	通町筋電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	水道町電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	藤崎宮前駅	(主要地方道) 熊本玉名線	駅と道路
九品寺 ・水前寺地区	九品寺交差点電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	交通局前電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	味噌天神前電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	新水前寺駅	ペDESTリアンデッキ	駅とペDESTリアンデッキ
	新水前寺駅前電停	ペDESTリアンデッキ	電停とペDESTリアンデッキ
		(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	水前寺駅	(市道) 新大江1丁目第15号線	電停と道路
		(一般県道) 熊本空港線	電停と道路
	国府電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
水前寺公園電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路	
市立体育館前電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路	
健軍地区	動植物園入口電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	健軍交番前電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路
	健軍町電停	(主要地方道) 熊本高森線	電停と道路

### 3) まちあるきワークショップ等の実施

まちあるきワークショップは、地域住民や施設設置管理者と障がい者等が一体となり、障がいの有無にかかわらず、参加者全員がバリアフリーについて考え、理解を深める参加型のイベントです。

当事者と同じ目線で、現地において実際にバリアを体験し、当事者が日常生活を営む上でのまちの具体的問題・課題を点検・共有するとともに、課題解決のための実践方法を考えることで「心のバリアフリー」の推進に繋がることから、今後とも継続してまちあるきワークショップを実施します。

また、まちあるきワークショップにおいて把握した問題・課題や改善状況等について熊本市HP等にて情報公開し「見える化」することで、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を推進します。さらには、まちあるきワークショップにおいて産学官連携のICT技術の体験会等を企画するなど、より広い関係者間のバリアフリー化の機運醸成を図ります。



まちあるきワークショップの継続実施によるバリアフリー化推進のイメージ

#### 4) バリアフリー情報の集約と提供

障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を支えるためには、各施設のバリアフリー情報等の集約を行い、使いやすい形式で提供することが重要です。

バリアフリー情報等を提供することで、どの施設が利用可能なのか（若しくは利用できないのか）、どの経路が移動可能なのか（若しくは移動できないのか）といった情報を事前に把握できるようになり、外出の際の心理的負担が軽減されるだけでなく、移動経路や利用可能な施設を自らの意志で選択して利用することが可能になることから、バリアフリーマップ等による情報の集約と提供によるバリアフリー化を推進します。

### (3) 取組の例

#### 1) バリアフリーマップ

各施設に横断するバリアフリー情報や各施設を接続する経路も含めた情報を一元的に収集・整理し、バリアフリーマップの作成・提供を行います。

なお、バリアフリーマップの作成にあたっては、民間事業者等が提供するサービスとの連携等を視野に入れ、必要な情報が必要な人に届く仕組みを構築します。

また、必要な情報の絞り込みや効果的な情報提供及び更新に係る方法等について熊本市移動等円滑化推進協議会等にて意見を聞くことで、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活をより効果的に支援します。

#### 【バリアフリーマップ作成の効果】

##### ○利用者

- ・さまざまな人が、外出前や外出先で、必要な情報を入手できる
- ・安心して外出ができるようになり、社会参加につながる

##### ○施設設置管理者など

- ・利用者からの問い合わせに対して、ホームページ等を示しながら案内ができる



民間事業者等が提供するサービス（崇城大学 車いすナビ）

### 5.3 市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進

#### (1) 取組方針

基本方針③「市民一人一人が互いに支えあう共生社会の実現に向けた“心のバリアフリー”の促進」に向けて、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いに理解を深め支え合い、自然に生活できるよう、心のバリアフリーについての啓発事業等を推進します。

心のバリアフリーに関する具体的内容については「第7章 心のバリアフリーに関する取組」に示します。

### 5.4 継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善

#### (1) 取組方針

基本方針④「継続的な進行管理と検証・反映による取組の推進やマスタープランの改善」を実現するため、社会情勢や市民ニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、計画的・継続的なマスタープランの改善を図ります。

マスタープランの改善に関する具体的内容については「第8章 マスタープランの推進」に示します。